



令和7年度～令和11年度

— 概要版 —

令和7年3月
志免町



はじめに



この計画は、こども基本法に基づく「こども計画」として、子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「こどもの貧困対策計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」、さらには「志免町子どもの権利条例に基づく行動計画」を一体のものとした計画です。

志免町こども計画

子ども・若者計画

こどもの貧困対策計画

次世代育成支援行動計画

子ども・子育て支援事業計画

志免町子どもの権利条例に基づく行動計画



計画の基本理念

全てのこどもが希望をもって自分らしく笑顔で暮らせるまち

こどもが幸せな状態で暮らせるまちは大人にとっても幸せなまちです。また、志免町に暮らすこどもたちが、自己肯定感をもちながら健やかに成長し、未来を築いていくことは、未来の志免町の大きな希望でもあります。そのため、この計画では、今を生きる、未来を生きる全てのこどもが生まれ育った環境に左右されることなく、希望をもって心身ともに健全に成長でき、自分らしく幸せな状態＝笑顔で暮らせるまちの実現を目指します。



計画の基本方針

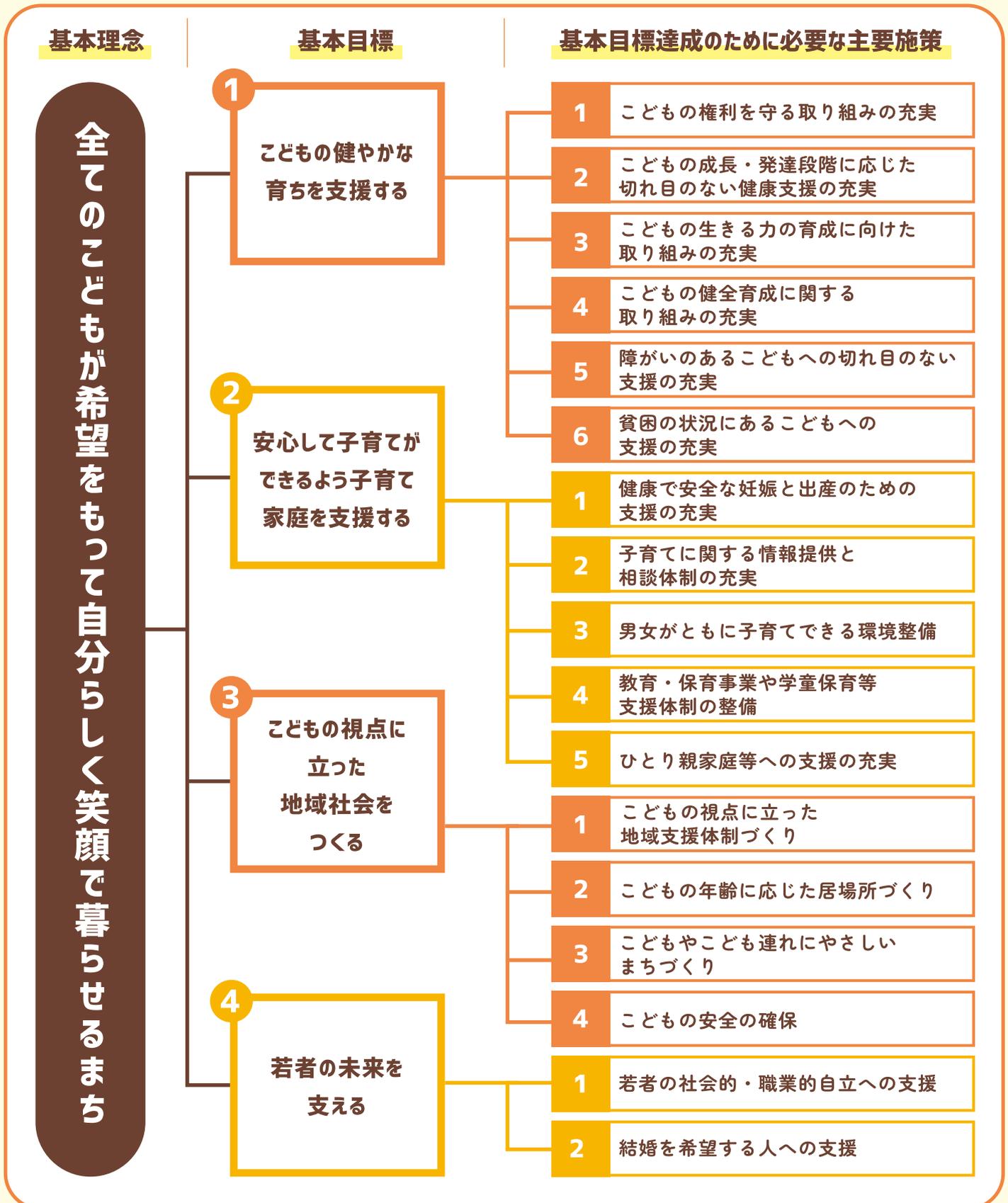
- 1 子ども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、子ども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- 2 こどもや若者、子育て当事者の視点を大切にし、その意見を尊重する
- 3 こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- 4 良好な成育環境を確保し、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- 5 若い世代が子育てを楽しめるよう、子育てをみんなで支える社会づくりに取り組む



基本目標と施策体系



基本理念実現のため、①子ども、②子育て家庭、③地域社会、④若者という視点から設定した4つの基本目標と、その目標達成のために必要な施策項目を掲げ、施策の体系としました。





基本目標ごとの施策の展開

基本目標 1

こどもの健やかな育ちを支援する



1 こどもの権利を守る取り組みの充実

主な取り組み

- こどもの権利の周知と理解を広める意識啓発の推進
- 児童虐待防止に向けた支援の充実
- 体罰等によらない子育ての推進
- いじめの防止と解消
- こどもの権利相談の充実
- ヤングケアラーの啓発と支援

2 こどもの成長・発達段階に応じた切れ目のない健康支援の充実

主な取り組み

- こども家庭センター事業の推進
- 乳幼児健康診査の実施
- 食育の推進
- 健康診査後のフォロー体制の充実
- こども医療費助成の継続
- 思春期健康教育や性教育の充実
- こどもの歯の健康づくりの支援
- 学校における健康診断の実施
- 広域での地域医療体制の維持
- 予防接種に関する正しい理解の促進

3 こどもの生きる力の育成に向けた取り組みの充実

主な取り組み

- 確かな学力の向上に向けた教育の充実
- キャリア教育・職場体験の推進
- 道徳教育の充実
- 環境や福祉等に関する教育の充実
- こどもの読書活動の促進
- 人権教育の推進
- ICT環境の整備と情報活用能力の育成
- 英語教育の充実
- 遊びや体験の場の充実

4 こどもの健全育成に関する取り組みの充実

主な取り組み

- こどもに対する相談窓口に関する情報提供の充実
- 教育相談体制の充実
- 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実
- 校内適応指導教室の設置
- 非行等の問題を抱えるこどもや家庭への支援
- 町適応指導教室「ぐんぐん」における支援

5 障がいのあるこどもへの切れ目のない支援の充実

主な取り組み

- 「ふくおか就学サポートノート」の活用促進
- 療育・相談体制の充実
- 学童保育における障がいのあるこどもの受け入れ
- 障がい児保育の充実
- 児童発達支援や放課後等デイサービス、日中一時支援事業
- インクルーシブ教育の推進
- 障がい児とその保護者同士の交流の促進
- 教育相談・教育支援体制の充実

6 貧困の状況にあるこどもへの支援の充実

主な取り組み

- 教育の支援
- 生活の支援





基本目標 2

安心して子育てができるよう 子育て家庭を支援する



1 健康で安全な妊娠と出産のための支援の充実

主な取り組み

- 産後ケア事業
- 妊婦健康診査
- 乳児家庭全戸訪問
- 養育支援訪問
- 子育て世帯訪問支援
- 妊産婦を対象とした食に関する学習機会の充実
- 妊婦の為の支援給付・妊婦等包括相談支援事業（伴走型支援）
- 妊娠、出産に関する情報提供の場の拡充
- 妊婦・未熟児等育児支援訪問
- 不妊・不育治療に対する助成制度の広報

2 子育てに関する情報提供と相談体制の充実

主な取り組み

- 子育て支援に関する情報提供の充実
- 子育て講座の充実
- こども家庭センター等による相談支援体制の充実
- 子育て支援センターの充実
- 食と栄養に関する学習機会の充実

3 男女がともに子育てできる環境整備

主な取り組み

- ワーク・ライフ・バランスと多様な働き方の実現
- 家庭内での固定的役割分担の解消に向けた啓発等
- 「子育て応援宣言企業登録制度」「子育て応援の店」の周知

4 教育・保育事業や学童保育等支援体制の整備

主な取り組み

- 就学前教育・保育の提供体制の確保
- 学童保育の充実
- ファミリー・サポート・センターの充実
- 乳幼児期の教育・保育の充実
- 一時的な保育関連サービスの提供

5 ひとり親家庭等への支援の充実

主な取り組み

- ひとり親家庭等に対する相談体制・情報提供
- ひとり親家庭等に対する生活支援
- ひとり親家庭等に対する経済的支援
- ひとり親家庭に対する就労支援の充実





基本目標 3

こどもの視点に立った地域社会をつくる

1 こどもの視点に立った地域支援体制づくり

主な取り組み

- こどもと保護者が参加しやすいイベント等の充実
- 子育て支援センターの充実（再掲）
- こどもや子育て支援団体の活動支援
- 地域におけるスポーツ・文化活動の支援
- 子ども会育成会への支援

2 こどもの年齢に応じた居場所づくり

主な取り組み

- こどもの遊び場の充実
- 公共施設における居場所の拡充
- 小・中学校の地域開放
- 町民図書館の充実
- 小学生の居場所の充実

3 こどもやこども連れにやさしいまちづくり

主な取り組み

- 公共施設における多目的トイレ、授乳コーナーの設置
- こどもや妊婦等が歩行しやすい道路環境の整備

4 こどもの安全の確保

主な取り組み

- 防犯ボランティア活動の支援
- 通学路・歩道の整備
- 学校付近等におけるパトロール活動の推進
- 交通安全指導の実施
- こどもを犯罪等の被害から守るための連絡体制の整備
- 通学路の安全性の確保
- 「生命（いのち）の安全教育」の実施
- 学校生活安全運動の推進

基本目標 4

若者の未来を支える

1 若者の社会的・職業的自立への支援

主な取り組み

- 高等教育修学支援策の情報収集・周知
- 若者の就労支援策の情報収集・周知

2 結婚を希望する人への支援

主な取り組み

- 婚活支援策の検討

子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法で定められた「**幼児期の教育・保育**」及び「**地域子ども・子育て支援事業**」の量の見込みと確保の方策を定めます。



① 教育・保育提供区域の設定

志免町全域を一つの教育・保育提供区域と設定します。



② 教育・保育施設の量の見込み及び確保の方策

子ども・子育て支援法では、特定教育・保育施設利用のための保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなります(同法第19条)。その際の認定の区分は下記のとおりです。

また、各認定区分における教育・保育施設における必要な施設利用定員の確保を図ります。

認定区分	内容	利用できる主な施設
1号認定	満3歳以上で、教育を希望する児童（保育の必要性無）	幼稚園・認定こども園※
2号認定	満3歳以上で、保護者の就労等の理由により保育を必要とする児童（保育の必要性有）	保育所・認定こども園・地域型保育※
3号認定	満3歳未満で、保護者の就労等の理由により保育を必要とする児童（保育の必要性有）	地域型保育※

※認定こども園...幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持った施設として、県から認定を受けた施設。
 ※地域型保育...市から認可を受けた家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育事業。

教育・保育施設の量(利用者数)の見込み及び確保の方策

認定区分	令和7年度				令和11年度			
	利用者数の見込量	確保量			利用者数の見込量	確保量		
		施設別の利用定員	合計	施設別の利用定員		合計		
1号認定	499人	幼稚園	755人	964人	429人	幼稚園	755人	964人
		認定こども園	209人			認定こども園	209人	
2号認定	774人	認定こども園	151人	710人	666人	認定こども園	151人	710人
		保育所	519人			保育所	519人	
		企業主導型保育施設	40人			企業主導型保育施設	40人	
3号認定	476人	認定こども園	79人	572人	486人	認定こども園	79人	572人
		保育所	386人			保育所	386人	
		企業主導型保育施設	92人			企業主導型保育施設	92人	
		地域型保育事業	15人			地域型保育事業	15人	



③ 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策

すべての子育て家庭を支援するため、地域子育て支援拠点事業や一時預かり、学童保育など、地域のニーズに応じたさまざまな子育て支援を行う事業です。ニーズに応じて体制を充実していきます。

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策

事業	令和7年度		令和11年度		
	見込量	確保方策	見込量	確保方策	
延長保育事業	550人	11か所 1,135人	550人	11か所 1,135人	
放課後児童健全育成事業（学童保育）	800人	4校、15か所 660人	646人	4校、15か所 660人	
子育て短期支援事業（ショートステイ）	24人	2か所 24人	24人	2か所 24人	
地域子育て支援拠点事業	727人日/月	1か所 1,006人日/月	745人日/月	1か所 1,006人日/月	
一時預かり事業	（幼稚園等の在園児対象型）	30,900人日/年	30,900人日/年	26,660人日/年	26,660人日/年
	（幼稚園等の在園児以外）	2,400人日/年	6,000人日/年	2,400人日/年	6,000人日/年
病児保育事業	80人日/年	192人日/年	80人日/年	192人日/年	
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）※小学生の放課後の預かりのみ	420人日/年	420人日/年	420人日/年	420人日/年	
利用者支援事業	基本型	1か所	1か所		
	こども家庭センター型	1か所	1か所		
妊婦健康診査	5,012人回/年		4,774人回/年		
乳児家庭全戸訪問事業	358人		341人		
妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）	733人回/年		699人回/年		
産後ケア事業	145人回/年		145人回/年		
養育支援訪問事業	100人日/年		100人日/年		
子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活支援）	36人日/年		36人日/年		
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	0人		266人		
	0時間/月		2,660時間/月		

志免町子ども計画（概要版） 令和7年3月



発行 福岡県志免町
企画・編集 志免町子育て支援課

〒811-2292 福岡県糟屋郡志免町志免中央一丁目1番1号
TEL (092) 935-1001 (代表)
FAX (092) 935-2697